

平成30年第3回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第92号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度三豊市一般会計補正予算(第3号))	1
議案第93号	平成29年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について	26
議案第94号	平成29年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	27
議案第95号	平成29年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について	28
議案第96号	平成29年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	29
議案第97号	平成29年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	30
議案第98号	平成29年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	31
議案第99号	平成29年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
議案第100号	平成29年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	33
議案第101号	平成29年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	34
議案第102号	平成29年度三豊市水道事業会計決算認定について	35
議案第103号	平成29年度三豊市病院事業会計決算認定について	36
議案第104号	平成30年度三豊市一般会計補正予算(第4号)	37
議案第105号	平成30年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	38
議案第106号	平成30年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)	39
議案第107号	平成30年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	40
議案第108号	平成30年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	41
議案第109号	平成30年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	42
議案第110号	平成30年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)	43

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第111号	平成30年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	44
議案第112号	平成30年度三豊市病院事業会計補正予算(第1号)	45
議案第113号	三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定について	46
議案第114号	三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	49
議案第115号	財産の取得について	51

議案第 9 2 号

専決処分の承認を求めることについて（平成 3 0 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号））

平成 3 0 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

平成３０年度三豊市一般会計補正予算（第３号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成３０年８月１０日

三豊市長 山下 昭史

平成３０年度三豊市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３３２，２４７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２，７６２，２４７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の追加は、「第２表 地方債補正」による。

平成３０年８月１０日専決

三豊市長 山下 昭史

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		272,819	16,750	289,569
	1 分担金	34,357	16,750	51,107
14 国庫支出金		2,561,271	70,891	2,632,162
	2 国庫補助金	694,139	70,891	765,030
18 繰入金		3,125,764	208,575	3,334,339
	2 基金繰入金	3,125,764	208,575	3,334,339
20 諸収入		1,194,986	731	1,195,717
	6 雑入	1,046,825	731	1,047,556
21 市債		3,152,400	35,300	3,187,700
	1 市債	3,152,400	35,300	3,187,700
歳入合計		32,430,000	332,247	32,762,247

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		9,558,231	1,000	9,559,231
	5 災害救助費	0	1,000	1,000
4 衛生費		3,047,781	731	3,048,512
	4 上水道費	17,630	731	18,361
6 農林水産業費		1,649,575	6,000	1,655,575
	1 農業費	1,409,819	6,000	1,415,819
8 土木費		3,321,810	140	3,321,950
	1 土木管理費	302,818	140	302,958
9 消防費		1,788,601	77,549	1,866,150
	1 消防費	1,788,601	77,549	1,866,150
11 災害復旧費		75,409	226,827	302,236
	1 農林水産施設災害復旧費	75,409	17,727	93,136
	2 公共土木施設災害復旧費	0	209,100	209,100
14 予備費		50,000	20,000	70,000
	1 予備費	50,000	20,000	70,000
歳出合計		32,430,000	332,247	32,762,247

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法
公共土木施設災害復旧事業	35,300千円	普通貸借 又は 証券発行

利 率	償還の方法
5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者と協定するものによ る。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換え することができる。

歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書

1. 総括

（歳入）

款	補正前の額
12 分担金及び負担金	272,819
14 国庫支出金	2,561,271
18 繰入金	3,125,764
20 諸収入	1,194,986
21 市債	3,152,400
歳入合計	32,430,000

（単位：千円）

補正額	計
16,750	289,569
70,891	2,632,162
208,575	3,334,339
731	1,195,717
35,300	3,187,700
332,247	32,762,247

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費	9,558,231	1,000	9,559,231
4 衛生費	3,047,781	731	3,048,512
6 農林水産業費	1,649,575	6,000	1,655,575
8 土木費	3,321,810	140	3,321,950
9 消防費	1,788,601	77,549	1,866,150
11 災害復旧費	75,409	226,827	302,236
14 予備費	50,000	20,000	70,000
歳 出 合 計	32,430,000	332,247	32,762,247

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	1,000
0	0	731	0
0	0	0	6,000
0	0	0	140
0	0	0	77,549
70,891	35,300	16,750	103,886
0	0	0	20,000
70,891	35,300	17,481	208,575

2. 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
	項				
	目				
12	分担金及び負担金		272,819	16,750	289,569
	1	分担金	34,357	16,750	51,107
		10 災害復旧費分担金	148	16,750	16,898

(款) 14 国庫支出金

14	国庫支出金		2,561,271	70,891	2,632,162
	2	国庫補助金	694,139	70,891	765,030
	10	災害復旧費国庫補助金	0	70,891	70,891

(款) 18 繰入金

18	繰入金		3,125,764	208,575	3,334,339
	2	基金繰入金	3,125,764	208,575	3,334,339
	1	財政調整基金繰入金	2,206,303	208,575	2,414,878

(款) 20 諸収入

20	諸収入		1,194,986	731	1,195,717
	6	雑入	1,046,825	731	1,047,556
	3	雑入	1,046,825	731	1,047,556

(款) 21 市債

21	市債		3,152,400	35,300	3,187,700
	1	市債	3,152,400	35,300	3,187,700
	10	災害復旧事業債	0	35,300	35,300

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1	16,750	農林水産施設災害復旧事業費分担金
		16,750

2	70,891	公共土木施設災害復旧費国庫補助金
		70,891

1	208,575	財政調整基金繰入金
		208,575

1	731	衛生費雑入
		香川県広域水道企業団派遣職員給与費等負担金
		731

2	35,300	公共土木施設災害復旧事業債
		35,300

3. 歳出

(款) 3 民生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
3 民生費	9,558,231	1,000	9,559,231	0	0	0
5 災害救助費	0	1,000	1,000	0	0	0
1 災害救助費	0	1,000	1,000	0	0	0

(款) 4 衛生費

4 衛生費	3,047,781	731	3,048,512	0	0	731
4 上水道費	17,630	731	18,361	0	0	731
1 上水道費	17,630	731	18,361	0	0	731

(款) 6 農林水産業費

6 農林水産業費	1,649,575	6,000	1,655,575	0	0	0
1 農業費	1,409,819	6,000	1,415,819	0	0	0
5 農地費	874,617	6,000	880,617	0	0	0

(款) 8 土木費

8 土木費	3,321,810	140	3,321,950	0	0	0
1 土木管理費	302,818	140	302,958	0	0	0
1 土木総務費	302,818	140	302,958	0	0	0

(款) 9 消防費

9 消防費	1,788,601	77,549	1,866,150	0	0	0
1 消防費	1,788,601	77,549	1,866,150	0	0	0
4 水防費	466	77,549	78,015	0	0	0

(単位：千円)

一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,000			
1,000			
1,000	26 寄附金	1,000	寄附金 1,000

0			
0			
0	3 職員手当等	731	時間外勤務手当 715 管理職員特別勤務手当 16

6,000			
6,000			
6,000	14 使用料及び賃借料	6,000	使用料及び賃借料 6,000 重機借上料 6,000

140			
140			
140	11 需用費	140	消耗品費 140

77,549			
77,549			
77,549	1 報酬	246	非常勤職員報酬 246 防災指導員報酬 246
	3 職員手当等	17,676	時間外勤務手当 16,833 管理職員特別勤務手当 843
	7 賃金	42	賃金 42
	9 旅費	5	普通旅費 5
	11 需用費	666	消耗品費 224 印刷製本費 442
	12 役務費	231	手数料 231
	13 委託料	58,589	業務委託料 58,589 その他委託料 58,589
	14 使用料及び賃借料	94	使用料及び賃借料 94 船車借上料 94

(款) 11 災害復旧費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
11 災害復旧費	75,409	226,827	302,236	70,891	35,300	16,750
1 農林水産施設 災害復旧費	75,409	17,727	93,136	0	0	16,750
1 現年度農地 ・農業用施 設災害復旧 事業	0	16,800	16,800	0	0	16,750
2 現年度林業 施設災害復 旧事業費	0	927	927	0	0	0
2 公共土木施設 災害復旧費	0	209,100	209,100	70,891	35,300	0
1 現年度公共 土木補助災 害復旧費	0	147,000	147,000	70,891	35,300	0
2 現年度公共 土木単独災 害復旧費	0	57,200	57,200	0	0	0
3 現年度港湾 施設災害復 旧費	0	4,900	4,900	0	0	0

(款) 14 予備費

14 予備費	50,000	20,000	70,000	0	0	0
1 予備費	50,000	20,000	70,000	0	0	0
1 予備費	50,000	20,000	70,000	0	0	0

(単位：千円)

一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
103,886			
977			
50	11 需用費	50	消耗品費
	13 委託料	16,750	建設工事関連委託料
			測量設計
927	13 委託料	927	建設工事関連委託料
			測量設計
102,909			
40,809	13 委託料	47,000	建設工事関連委託料
			測量設計
	15 工事請負費	100,000	工事請負費
			災害復旧工事
57,200	15 工事請負費	56,200	工事請負費
			災害復旧工事
	22 補償、補填 及び賠償金	1,000	補償金
4,900	13 委託料	4,900	業務委託料
			ごみ収集・処理

20,000		
20,000		
20,000		

補 正 予 算 給

1 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)
補正後	長 等	3		27,900	9,208 (3.30 月)
	議 員	22	109,003		35,969 (3.30 月)
	そ の 他 の 特 別 職	2,065	129,586		
	計	2,090	238,589	27,900	45,177
補正前	長 等	3		27,900	9,208 (3.30 月)
	議 員	22	109,003		35,969 (3.30 月)
	そ の 他 の 特 別 職	2,065	129,340		
	計	2,090	238,343	27,900	45,177
比 較	長 等				
	議 員				
	そ の 他 の 特 別 職		246		
	計		246		

与 費 明 細 書

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
その他の 手 当	計			
6,975	44,083	6,244	50,327	
	144,972	41,634	186,606	
	129,586		129,586	
6,975	318,641	47,878	366,519	
6,975	44,083	6,244	50,327	
	144,972	41,634	186,606	
	129,340		129,340	
6,975	318,395	47,878	366,273	
	246		246	
	246		246	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	597		2,201,930
補 正 前	597		2,201,930
比 較			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	49,470	23,623	37,334	352
	補 正 前	49,470	23,623	37,334	352
	比 較				

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
1,753,528	3,955,458	686,886	4,642,344	
1,735,121	3,937,051	686,886	4,623,937	
18,407	18,407		18,407	

(単位:千円)

時間外勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	宿日直手当	地域手当	退職手当 負担金	管理職員特 別勤務手当
110,007	41,962	870,225	22	1,273	618,401	859
92,459	41,962	870,225	22	1,273	618,401	
17,548						859

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	
給料		給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当	18,407	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	18,407

説 明	備 考
時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当	

地方債の前々年度末における
当該年度末における現在

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高
1. 普 通 債	19,404,035	20,381,825
(1) 総 務	4,761,753	5,257,244
(2) 民 生	633,827	710,035
(3) 衛 生	1,630,177	1,987,363
(4) 労 働		
(5) 農 林 水 産	869,940	709,224
(6) 商 工		
(7) 土 木	2,195,039	2,665,531
(8) 公 営 住 宅	283,882	225,263
(9) 消 防	82,036	120,594
(10) 教 育	8,947,381	8,706,571
2. 災 害 復 旧 債		3,300
(1) 農 林 水 産		
(2) 土 木		3,300
(3) そ の 他		
3. そ の 他 債	14,046,927	13,876,645
(1) 減税補てん債	326,672	258,606
(2) 臨時財政対策債	13,702,287	13,618,039
(3) 臨時税収補てん債	17,968	
合 計	33,450,962	34,261,770

現在高並びに前年度末及び
高の見込みに関する調書

(単位:千円)

当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
3,408,300	1,438,806	22,351,319
524,800	335,891	5,446,153
11,900	21,690	700,245
1,004,300	36,379	2,955,284
36,400	147,352	598,272
1,166,800	301,455	3,530,876
	56,614	168,649
578,600	10,247	688,947
85,500	529,178	8,262,893
39,500		42,800
39,500		42,800
980,000	1,112,798	13,743,847
	68,815	189,791
980,000	1,043,983	13,554,056
4,427,800	2,551,604	36,137,966

議案第 9 3 号

平成 2 9 年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 4 号

平成 2 9 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 5 号

平成 2 9 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 6 号

平成 2 9 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 7 号

平成 2 9 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 98 号

平成 29 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 99 号

平成 29 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 0 号

平成 2 9 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 1 号

平成 2 9 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 2 号

平成 2 9 年度三豊市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 3 号

平成 2 9 年度三豊市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 4 号

平成 3 0 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 5 号

平成 3 0 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 6 号

平成 3 0 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 7 号

平成 3 0 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 108 号

平成 30 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 9 号

平成 3 0 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 0 号

平成 3 0 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 1 号

平成 3 0 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 2 号

平成 3 0 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 3 号

三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例の制定について

三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例を次のように定める。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、三豊市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（最初の審議会の招集）

2 審議会については、会長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表地域包括支援センター等運営協議会委員の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進審議会委員	日額 8,000
-----------------	----------

議案第 1 1 4 号

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 1 1 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 種 類 | 動産 |
| 2 | 取得する財産 | 三豊市情報システム機器 |
| 3 | 数 量 | 別紙のとおり |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 取 得 価 格 | 1 6 5 , 7 8 0 , 0 0 0 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 香川県観音寺市柞田町丁 9 3 番地 3 4
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 小西 達也 |

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

(議案第 1 1 5 号関係)

三豊市情報システム機器一覧

動産の種類	数量
一般業務用ノートパソコン	3 0 0
学校業務用ノートパソコン	2 0 0
静脈認証センサ付きマウス	1 , 0 5 0
レーザープリンタ	2 0
大判プリンタ	1 2
ネットワークスイッチ	4
関連ソフトウェア	一式